



「さやまキッチンカー協会」

1 条（名称）

本協会は、名称を「さやまキッチンカー協会」として活動する。

2 条（目的）

- ① 「緑の街さやま」の資源を最大限に活かしキッチンカーの街として狭山を盛り上げる
- ② 狭山市で行うキッチンカー出店イベントの地域の窓口として活動を目指す。
- ③ 災害時にはキッチンカーの強みを活かし、行政各所と連携して活動する。
- ④ 買い物難民問題の解決

3 条（活動）

2 条 目的を達成する為に次の活動をする

- *キッチンカーの情報拠点となる活動
- *市内のイベントに参加する
- *協会独自のイベント開催
- *街の価値を発掘活動
- *キッチンカー仲間構築
- *市内の観光活動
- *災害支援
- *移動販売車の強みを活かす活動

4 条（会員）

法人、個人を問わず協会の主旨、目的に賛同し、協会が認めたものを会員とする。

- 1、地域（さやま）を盛り上げることに賛同される人又は法人
- 2、キッチンカー同業者と協力と連携を図れる個人又は法人

5 条（会費・登録料）

会員の年会費は無料とします。イベントやシステム管理料等で必要な時は会員と相談の上、徴することがある。

6条（申込）

規約を理解し、承諾したのち入会申込書に記入し提出して頂く、但し会員の中で紹介者1名をおくこと。

7条（入会審査）

入会審査に於いて、営業上のコンプライアンスを遵守していないと判断した場合や、反社会的組織・集団に属する者

及びそれらに準ずる団体に属する者、並びにそれらの組織・集団・団体に属する者と交際があると協会が判断した場合、並びに協会が会員として適当でないと判断した場合、入会を承認しない。

8条（退会）

退会は、法人、個人とも協会への退会届の提出があれば、自由に退会出来る。但し、退会后1年間は再入会を不可とする。

9条（資格の喪失）

会員は次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- 1、退会
- 2、法人の解散、整理、和議の申し立てがあったとき
- 3、除名
- 4、個人の廃業
- 5、反社会的組織・集団に登録をしたとき、交友関係をもったとき

10条（除名）

会員が営業上のコンプライアンスを遵守せずに、次の各号の一つに該当するときは、協会の判断で除名とする

- 1、協会の信用を失墜させる言動に及んだ場合
- 2、協会の名誉を著しく毀損する言動に及んだ場合
- 3、協会の活動を妨害する言動に及んだ場合
- 4、道路交通法や食品衛生法、その他の法令に反する営業をした場合
- 5、社会通念上好ましくない営業を行い、改善指導を受け入れない場合
- 6、新たに反社会的組織・集団に属した場合及びそれらに準ずる団体に属した場合、並びにそれらの組織・集団・団体に属するものと交際を始めた場合

7、協会に対して虚偽の報告をした場合

11条（食品衛生法）

販売時には衛生法を遵守し、会場（イベント）の規則に基づいた内容で営業する。
衛生に関し所轄の保健所から指導を受けた場合は速やかに対応する。

12条（消防法）

販売時には消防法を遵守する
所轄の消防署から指摘や指導を受けた場合は速やかに対応する。

13条（道路交通法）

協会員は道路交通法を遵守し、安全運転をする。

14条（生産物賠償責任保険）

当協会会員はPL保険（生産物賠償責任保険）の加入を義務とする。

15条（営業許可）

当協会会員は出店に際し、許可済みの営業許可の範囲で販売を行うこと。
営業範囲以外での販売は禁止とする。

16条（免責事項）

協会会員がイベントでの起こった事故・食中毒・損害事故、法令違反や処分を受けた場合は会員自身が責任を全うし、協会に一切の責任・迷惑をかけないこととする。

17条（情報守秘義務）

当会での取り決め事項や当会の重要情報の漏洩は禁止とする。
退会後も同様とし、情報漏えいした場合は法的処置をとることがある。

18条（各イベントへの参加）

地域・団体・行政・企業より協会にイベント協力の依頼があり参加する場合はイベントごとの契約書の提出を会員に求める。契約先の求める書類の遅滞のないよう提出し、虚偽が無いものとする。

「19条以下事務局規約による」

19条（代表・役員）

役員は2名以上とする、その内代表を1名とする。

20条（事務局長）

事務局長を1名以上置くことができる。

20条（任期）

任期は特に定めないとする

21条（会計）

協会の会計業務は、代表野口功祐が行い、年一回会計報告を行う。

22条（本拠地）

本拠地は狭山市入間川3145-4に置く

（令和4年2月1日改定）

役員

代表理事	野口功祐
副代表理事	宮野圭司
事務局長	黒川 進

以上 3 名